

令和7年度5月 泉大津フェニックスリサイクル関連産業用地公募
 質疑に関する回答公表(第1回目:令和7年6月27日)

No	箇所	質問内容	回答
1	その他	泉大津フェニックス内の岸壁を利用して、取り扱う荷物を船舶を利用した海上輸送は可能ですか。	<p>泉大津フェニックスは、現在の港湾計画上、中古車輸出の拠点として整備され、岸壁も中古車輸出のための利用計画があることから、現状、その他の品目を輸送するための岸壁利用は想定していません。</p> <p>なお、府営港湾における港湾施設利用手続は、以下のホームページをご確認の上、個別にご相談ください。</p> <p>■港湾運営会社が運営する岸壁 助松1号岸壁、助松2号岸壁（B・Cバース）、助松7号岸壁、助松8号岸壁、助松9号岸壁、汐見5号岸壁、夕凧1号岸壁(泉大津フェニックス) (参考) 大阪府ホームページ「港湾運営会社」 https://www.pref.osaka.lg.jp/o150010010/kowan/kouwanuneigaisya/index.html</p> <p>■大阪港湾局が運営する岸壁 上記「港湾運営会社が運営する岸壁」以外の岸壁 (参考) 大阪府ホームページ「港湾施設使用許可申請」 https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o150010010/0002020/0007765.html</p> <p>■大阪府営港湾要覧（堺泉北港地図） https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/3258/kouwanyouran2025tizu-omote.pdf</p>
2	その他	岸壁を利用する場合の契約内容について、教えてください。 岸壁の敷地購入といった占有利用は可能ですか。 もしくは賃貸借契約を行った上での利用となりますか。	<p>岸壁は、敷地購入、賃貸借契約という形態での利用はできません。</p> <p><u>※岸壁の利用については、No.1の回答欄をご確認の上、個別にご相談ください。</u></p>

令和7年度5月 泉大津フェニックスリサイクル関連産業用地公募
 質疑に関する回答公表(第1回目:令和7年6月27日)

No	箇所	質問内容	回答
3	その他	泉大津フェニックス内は、準工業地域とのことですが、近隣には住宅もないようですので、24時間の工場稼働は可能でしょうか。	<p>工場の稼働時間については、現在の近隣環境に関わらず、準工業地域における各制限及び騒音・振動基準を必ず遵守した上で行ってください。</p> <p>(参考) 大阪府ホームページ「工場・事業場の規制について」 https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kotsukankyo/oto/koujou.html</p>
4	その他	泉大津フェニックス内に入場する門について、夜間の時間帯の入出場は可能ですか。	<p>夜間の時間帯でも入出場は可能です。</p> <p>泉大津フェニックス内事業者の関係車両による入出場（搬入・搬出含む）であれば、24時間の入出場が可能です。</p> <p>なお、汐見埠頭東交差点にある門の開門時間は、午前5時から午後8時ですが、この時間帯以外は、警備員を配置し、車線を規制して車両のチェックを行っています。</p>
5	要綱P2 5①,② 要綱P8 10(1)	該当地での金属くずを取り扱う事業（中間処理業）は可能ですか。	<p>計画している事業が、公募要綱2ページの5①「リサイクル関連事業について」、②「整備する施設について」の要件及び8ページの10(1)「書類審査」の審査事項の要件をすべて満たしていれば、可能です。</p>
6	要綱P16	中間処理業の許可取得は可能でしょうか。	<p>許可取得のご相談は、 大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課処分業指導グループ (06-6210-9564又は9571)へお願いします。</p> <p>(参考) 大阪府ホームページ 「産業廃棄物処理業（処分業、積替え・保管を含む収集運搬業）の許可申請手続き」 https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/sanpai/shorigyoukyokasinsei.html</p>

令和7年度5月 泉大津フェニックスリサイクル関連産業用地公募
 質疑に関する回答公表(第1回目:令和7年6月27日)

No	箇所	質問内容	回答
7	要綱P2 5②	金属くずを扱う事業を主とする場合、屋内保管及び屋内作業は不要となりますが、建屋条件と仕様条件に記載がある全面コンクリート、集塵施設、脱臭装置の設置条件を除いて頂くことは可能でしょうか。	<p>周辺への環境保全を図る観点から、取り扱い品目にかかわらず、屋内保管及び屋内作業を行っていただくこととしています。</p> <p>公募要綱に記載されている他の施設要件についても同様であり、要件の除外はできません。</p>
8	その他	<p>【整備工事を行っている岸壁について】 (金属くずを扱う事業を主とする場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 岸壁はいつから使用可能ですか。 鉄スクラップ (HS,H2)を3000t荷役する場合、積込みにかかる日数を教えてください。 岸壁は、複数の隻接岸は可能でしょうか。 国内出荷の際に日程が確定していても、外国船が予定より遅れて到着した際の荷役作業は外国船優先等の条件はありますか。 複数の隻接岸が可能な場合、荷役優先の商材等がありますか。 	<p>泉大津フェニックスで現在整備を行っている岸壁 (夕凧2号岸壁) については、港湾計画上、自動車専用船の対応岸壁としての利用計画があることから、当該岸壁では、その他の品目での利用は想定しておりません。</p> <p><u>※その他の岸壁については、No.1の回答欄をご確認の上、個別にご相談ください。</u></p>
9	その他	<p>【整備工事を行っている岸壁について】</p> <p>岸壁で鉄スクラップを船で出荷することは可能でしょうか。</p>	<p>No.8の回答欄に記載している理由のとおりです。なお、他の府営港湾の岸壁を利用する場合においても、鉄スクラップの積み出しができない場合があります。</p> <p><u>※岸壁の利用については、No.1の回答欄をご確認の上、個別にご相談ください。</u></p>
10	その他	<ul style="list-style-type: none"> 船出し荷役を行うステベ業者を教えてください。 ステベ業者は鉄スクラップの荷役の経験はありますか。 	<p>国土交通省港湾局が作成している港湾運送事業者名簿を確認の上、港湾運送事業者及び荷役事業者にご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>(参考) 国土交通省港湾局ホームページ「港湾運送」 https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000050.html</p>

令和7年度5月 泉大津フェニックスリサイクル関連産業用地公募
質疑に関する回答公表(第1回目:令和7年6月27日)

No	箇所	質問内容	回答
11	その他	岸壁利用者は、土地を入札で落札した企業だけが使用可能という認識でよろしいでしょうか。	府営港湾における岸壁利用は、港湾の土地の落札事業者に限定していません。 <u>※岸壁の利用については、No.1の回答欄をご確認の上、個別にご相談ください。</u>